監事監査報告書

平成２７年５月２２日

学校法人　城星学園
理　　事　　会　御中
評　議　員　会　御中

学校法人　城星学園

監事　井上芳治

監事　比地健二

私たちは、私立学校法第３７条第３項及び学校法人城星学園寄附行為第１６条の規程に基づき学校法人城星学園の平成２６年度（平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは、監査にあたり会計監査人（公認会計士　竹山明宏氏、村井一雅氏及び立野靖人氏）から決算業務が学校法人会計基準に則り適正に行われたことを確認し、担当理事から業務の報告を聴取し、重要な決済書類を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施いたしました。

監査の結果、学校法人城星学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと確認いたしました。